

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○道路の供用開始 (道路課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	1
○港湾法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (港湾・海岸課)	1
○公有水面埋立てのしゅん功認可 ( " )	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県人事委員会規則	
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (11・29揭示)	2
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 (11・25揭示)	2

## 告 示

**高知県告示第770号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成23年12月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年12月9日  
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 興津窪川
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字神子谷山2486番26	230	平成23年12月9日

**高知県告示第771号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成23年12月9日  
高知県知事 尾崎 正直

- 施行者の名称 南国市
- 都市計画事業の種類及び名称 平成6年5月高知県告示第325号高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線、3・5・55篠原小籠線及び3・3・11号南国駅前線）
- 事業施行期間 平成6年5月31日から平成25年3月31日まで
- 事業地
  - 収用の部分 変更なし
  - 使用の部分 変更なし

**高知県告示第772号**  
港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成24年5月6日までに当該工作物等の返還を受けることができる。  
平成23年12月9日  
高知港港湾管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 F R P船1隻（船名不明、282-08095）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時 高知市仁井田舟倉地先 平成23年11月7日午前10時30分
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所 平成23年11月7日午前11時30分 高知市仁井田朝日ヶ丘地先（仁井田ボートパーク）
- 所有者等の行うべき措置 所有者等は、期限までに高知県高知土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項の規定に基づく売却又は同条第6項に基づく廃棄を行うものとする。  
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、港湾法第56条の4第8項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の撤去、保管、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先  
高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所港湾管理課プレジャーボート対策班（電話番号088-882-8171）

**高知県告示第773号**  
港湾法（昭和25年法律第218号）第58条第2項の規定により、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定によるしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。  
なお、その関係図書は、黒潮町役場に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。  
平成23年12月9日  
佐賀港港湾管理者 高知県  
高知県知事 尾崎 正直

- しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 埋立区域
  - 位置 幡多郡黒潮町佐賀字追切山3541番34地先の公有水面
  - 区域 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを結ぶ平成15年秋分の日満潮位（D Lプラス1.98メートル）における公有水面と昭和56年9月22日付け高知県指令56港第113号でしゅん功認可された埋立地との境界線により囲まれた区域
    - の地点 佐賀港防砂堤灯台（北緯33度04分32秒・東経133度06分45秒）から225度46分02秒812.21メートルの地点
    - の地点 1の地点から75度27分06秒7.65メートルの地点
    - の地点 2の地点から165度26分15秒1.98メートルの地点
    - の地点 3の地点から76度24分41秒1.89メートルの地点
    - の地点 4の地点から346度00分19秒2.01メートルの地点
    - の地点 5の地点から74度58分35秒4.21メートルの地点
    - の地点 6の地点から122度13分36秒125.47メートルの地点
    - の地点 7の地点から122度13分35秒46.88メートルの地点

- 点  
9の地点 8の地点から212度44分32秒9.93メートルの地  
点
- (3) 面積  
1,764.30平方メートル
- 3 埋立地の用途  
ふ頭用地
- 4 埋立免許年月日及び埋立免許番号  
平成17年7月5日  
高知県指令第115号
- 5 しゅん功認可年月日  
平成23年11月11日

-----  
**公 告**  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年11月28日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年11月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23 年11月 28日	特定非 営利活 動法人 幡多ウ ェルフ ェアネ ット	溝渕 智 則	宿毛市 中央三 丁目6 番5ー 5号	この法人は、市民の誰もが年齢や性別、障がいの有無、社会的経済的地位などにかかわらず、個人として等しく尊重され、その人らしく住み慣れた地域の中で、健康で安心して暮らすことができるまちづくりを目指すとともに、そのために必要な事業を展開し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる<br>地域の名称      | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                             |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成23年5月17日<br>23高幡土開第3号 | 四万十市具同字南地<br>國谷8724番1ほか | 四万十市中村京町<br>三丁目10番地<br>株式会社楓商店<br>代表取締役 中野<br>正高 |

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
-----

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第22号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち当該育児休業の1回の承認に係る期間が1月以下である職員（人事委員会が別に定める職員を除く。）の当該職員として在職した期間については、当該期間を除算しない。

第5条第3項中「前項」を「前項本文」に改める。

**附 則**

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

-----  
**収 用 委 員 会 公 告**  
-----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成23年12月16日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成23年11月25日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書面の種類

平成23年11月25日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市介良字蔵ノ後乙2744番1及び乙2744番11の土地の所有者のうち次の者

住所不明。ただし、登記簿上の住所  
高知市介良乙2733番地1

中川 進